

こども誰でも通園制度のお知らせ



吹田市イメージキャラクター
すいたん

制度の目的

全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的として、こども誰でも通園制度を実施します。

※本制度は「保護者の立場からの必要性」に対応する「一時預かり事業」とは事業目的が異なります。



対象児童

※①～③の要件全てに該当する子供が利用できます。

- ①吹田市内に在住
- ②0歳6か月～満3歳未満である
- ③幼稚園、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設に在籍していない



利用可能時間

子供1人につき月10時間まで



利用料金

利用施設により異なるため、詳細は利用施設にご確認ください。
※給食費・おやつ代など別途実費負担が必要な場合があります。



利用施設

実施施設などの詳細は
吹田市ホームページをご確認ください。



吹田市
ホームページ

利用の流れは裏面をご確認ください。



こども誰でも通園制度 利用の流れ



認定申請

- ①下記のQRコードから、つうえんポータルへアクセスしてください。
- ②オンラインにて認定申請を行ってください。（市で認定時にメールにて通知します。認定後からつうえんポータルが利用できるようになります。）

事前面談

- ①つうえんポータルへログインし、ご希望の施設を検索の上、事前面談の予約を行ってください。
- ②予約後、施設と面談を行ってください。

利用予約

- ①事前面談を行った施設がお子さまの受入を承認後、つうえんポータルにて利用予約が可能となります。（予約が確定すると、予約確定のメールが届きます）

利用

- ①登園時・降園時は施設が提示するQRコードを読み取り、登降時間の登録を行ってください。
- ②利用後、利用料を施設へお支払ください。

注意事項

- ・実施施設は吹田市ホームページもしくはつうえんポータルにてご確認ください。
- ・利用できる時間帯、利用料金の支払方法等は施設により異なります。
- ・キャンセル料については、事前に施設にご確認ください。
- ・事前面談の結果、受け入れが困難であると判断された場合は利用できない場合があります。
- ・こども誰でも通園制度は、認可保育所等と同時に利用することができません。本制度を利用中に認可保育所等への入園が決まった場合は『乳児等支援給付認定』の消滅申請が必要です。

【つうえんポータル】



【制度に関するお問合せ先】

吹田市児童部保育幼稚園室
(吹田市役所 低層棟2階 217番窓口)
電話番号：06-6155-5486
メールアドレス：hoiku_k@city.suita.osaka.jp

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

【令和8年3月作成】